

会 議 結 果

会 議 名		令和８年度 第３回 新磯地区まちづくり会議		
事務局等		南区役所 新磯まちづくりセンター 電話０４６－２５１－５２４２（直通）		
開催日時		令和８年９月３日（木） 午後７時００分から午後９時００分		
開催場所		新磯公民館大会議室		
出席者	委 員	２０人（別紙のとおり）		
	事務局等	２人（新磯まちづくりセンター）		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	１人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		１ 開 会 ２ あいさつ ３ 新任委員自己紹介 ４ 議 題 （１）地域活性化事業交付金申請事業の意見聴取について 新磯パトロール・わんわんパトロール継続・発展及び駅周辺 防犯対策事業 （２）まちづくりを考える懇談会開催に向けたテーマ設定について ５ そ の 他 ６ 閉 会		

経 過

1 開 会

2 あいさつ

鈴木会長

3 委員自己紹介

建川委員（相模原市安全・安心まちづくり推進協議会新磯支部）

4 議 題 進行：鈴木会長

（１）地域活性化事業交付金申請事業の意見聴取について（資料：別添 1-1、1-2）

新磯パトロール・わんわんパトロール継続・発展及び駅周辺防犯対策事業について提案し、委員から意見を伺った。

<主な質問・意見>

（◎は委員の発言、●は提案者の発言）

（●）１月から７月の南区の犯罪件数は１，１８１件あり、特に自転車、オートバイの盗難件数が前年比より大幅増となっている。このパトロール事業をすることで犯罪を抑制したい。

（◎）このパトロールを実施することで、どの程度犯罪を抑制できるのか？

（●）本事業を実施したから、何件減ったということは想定していない。

新磯地区では、青パトや安全・安心まちづくり推進協議会など様々な方が防犯対策として活動している。本事業も加わることで、地域が防犯に対する意識が上がり、包括的に犯罪を抑止していくことを目的としている。

（◎）新磯パトロールとわんわんパトロールの違いは？

（●）犬がいるかないかの違いだけであり、散歩しながら周辺の見回りをし、普段との違いや異変について察知し連絡をいただいたり、危険な行為をしている等の連絡をしていただいている。

（◎）市からの交付が終わった後、事業の継続はどうなるのか？

（●）団体の予算で継続していけるよう検討していく。

（◎）駅周辺のライトアップは消灯時間が設定されれば、それ以降は暗くなり犯罪、盗難に繋がるのが考えられるが？

（●）委託する新磯観光協会と実施方法については検討していきたい。

※ その他、複数の委員から実施に賛成の意見があがった。

新磯地区まちづくり会議の意見として、新磯地区の犯罪に対する意識醸成、犯罪抑制に繋げていただきたいという意見を区に報告し、区へ審査を仰ぐこととなった。

（２）まちづくりを考える懇談会に向けたテーマ設定について（資料：別添 2）

新磯地区では７年ぶりの開催に向けて、テーマについて話し合いを行った。

<主な質問・意見>

（◎は会長または副会長の発言、●は委員の発言）

ア）勝坂遺跡の観光アピールについて

（●）新磯地区は観光資源が多くある。その中で、勝坂遺跡は全国的に見ても学術的価値の高い遺跡だが、全くアピールされておらず、市民のみならず地域住民

にも詳しく知られていない現状がある。

- (●) 今年には勝坂遺跡が発見されて100周年を迎えるが、全く知られておらず、行政の対応も不十分であり、観光資源として発信する機会を逃したことは遺憾だ。
- (●) 小学校で勝坂遺跡の見学に来ている学校もあるが、観光バスを止められる駐場所がないため、多くの小学校は駐車場が整備された田名の遺跡を見学している。
- (●) 新磯地区には大風センターもあるので、勝坂遺跡と大風センターを新たな観光ルートとするよう議論していきたい。
- (◎) まちづくりを考える懇談会は市への要望の場ではなく、課題解決のため市と地域がどのように協働していくのかを話し合う場である。まちづくり会議の中で議論を重ね、地域としての取組、方向性を定めていくことも必要。
- (●) まちづくりセンターには勝坂遺跡に関係している各課との話し合いの場を設定してほしい。遺跡を管理している課、PRを担当する課と勝坂遺跡の今後について話したい。

イ) 桜並木の保全について

- (◎) 過日開催のまちづくり会議で、桜並木の保全に向けたアダプト団体の設立について承知いただいたところであり、本件をまちづくりを考える懇談会のテーマの一つとして進めていきたい。
- (●) 桜並木の蔦の問題は以前市長とお会いした際にも話した。通学路の雑草も生い茂っているので、喫急の課題と思っている。
- (◎) 小学生の安全な通学路の確保のため、PTAも協力してほしい。

ウ) その他

- (●) ゴミの集積場所の廃止等の問題があるため、個別収集について市と議論したい。
- (●) JR相武台下駅から河川敷までの歩道の整備、通学路の整備をしてほしい。歩道と観光をセットにした形でテーマにしたい。

<今後に向けて>

- (◎) アからウの件について次回の役員会で精査し、第4回全体会の中で委員の皆さまに役員としての意見を提示したい。

5 その他

(1) 新磯桜まつりの開催内容について

(◎は提案または周知した委員の発言、●はその他の委員の発言)

- (◎) 来年実施の桜まつりは新磯公民館から新磯小学校での開催に変更する予定である。開催場所が小学校になった際に、桜並木を彩っている提灯の設置及び点灯の必要性を地域の皆様に伺いたい。
- (●) 何故、小学校に変更するのか？
- (◎) 会場が広くなる分、より参加者に満足していただける祭事となる。
- (●) 桜並木の点灯は、家族で毎年見ており家族みんなで楽しみにしている。仕事帰りにこの光景を見ると癒されるし、新磯の自慢の一つ、他地域の人に誇れるものの一つだと思う。継続してほしい。
- ※他、多くの委員から継続を希望する声があった。
- (◎) 所属団体へ持ち帰り皆様からいただいた意見を伝え検討したい。

(2) シビックプライド表彰の周知

(◎) 地域で日々継続して頑張っている個人に対して市から表彰する制度が始まったため、団体の仕事としてではなく個人で清掃活動している等の方がいらっしゃったら推薦してほしい。

(●) いつ、どこで表彰するのか？

(◎) 詳細は伝えられていない。推薦者数等を鑑みて会場等を決定すると思われる。

(3) 新磯地区防災訓練について

(◎) 10月24日(土)開催の新磯地区連合自主防災隊主催の防災訓練について周知を行った。

6 閉 会

次回開催 10月29日(木)午後7時から開催する旨を通知し閉会した。

以 上

◎会長 ○副会長

No	団体名・役職等		氏名	出欠席
1	新磯地区自治会連合会	会 長	◎ 鈴木 真司	出席
2	新磯地区自治会連合会 (自治会法人上磯部自治会連合会)	副会長 (会長)	野崎 雅利	欠席
3	新磯地区自治会連合会 (自治会法人下磯部自治会連合会)	副会長 (会長)	野口 茂樹	欠席
4	新磯地区自治会連合会 (自治会法人勝坂自治会連合会)	副会長 (会長)	茅 正道	出席
5	新磯地区自治会連合会 (自治会法人新戸自治会連合会)	副会長 (会長)	加藤 明夫	出席
6	相模原市安全・安心まちづくり推進協議会 新磯支部	副支部長	建川 一茂	出席
7	相模原南交通安全協会新磯支部	支部長	吉山 学	出席
8	相模原市消防団南方面隊第2分団	分団長	神成 信之	出席
9	新磯地区社会福祉協議会	会 長	○ 穂苅 健二	出席
10	新磯地区民生委員児童委員協議会	会 長	○ 藤野 互由	出席
11	新磯地区老人クラブ連合会	会 長	三膳 節勝	出席
12	新磯地域包括支援センター	センター長	加藤 昌位	出席
13	新磯観光協会	会 長	荒井 優子	欠席
14	相模の大風文化保存会	会 長	八木 亨	出席
15	新磯公民館	館 長	○ 内田 耕一	出席
16	新磯地区青少年健全育成協議会	会 長	曾我 ユキ子	出席
17	新磯地区健康づくり普及員協議会	代 表	比嘉 敏恵	出席
18	新磯地区青少年指導委員連絡協議会	会 長	田淵 淳子	欠席
19	スポーツ推進委員(新磯地区)	代 表	村尾 真理	出席
20	新磯小学校PTA	会 長	吉田 祐一	出席
21	相陽中学校PTA	副会長	和田 咲子	出席
22	新磯商盛会	会 長	寺島 耕平	出席
23	相模原市農業協同組合女性会新磯支部	支部長	佐藤 祐子	出席
24	新磯こどもセンター	館 長	守屋 樹	欠席
25	相模原南児童ホーム	所 長	手塚 賢二	出席
26	新磯地区介護保険事業所等連絡会	会 長	千葉 智	欠席

地域活性化事業交付金について

1 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

2 対象事業

○ 地区の活性化に資すると認められる次の事業に対し交付します。

- （１）地域の防災・防犯に関する事業
- （２）地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- （３）地域福祉の増進に関する事業
- （４）産業や観光の振興に関する事業
- （５）環境の保護・保全に関する事業
- （６）青少年の健全育成に関する事業
- （７）地域の文化・伝統の振興に関する事業
- （８）生涯学習に関する事業
- （９）地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
- （１０）区が推進する重点事業
- （１１）その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

○ 地区の課題の解決に資すると認められる次の視点を持つ事業には、優先的に交付します。

- （１）自治会への加入促進
- （２）地域における公共的な活動の担い手育成
- （３）公共的な活動への参加者増加
- （４）地域の公共的な活動団体間の連携強化
- （５）まちづくり会議が提示した地域課題の解決

○ 次の事業は交付対象となりません。

- ①政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ②交付申請を行う年度において、市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
- ③政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
- ④調査、研究を主たる目的とする事業。
ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く。
- ⑤第三者への事業促進を求める事業
- ⑥前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業

3 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う 5 人以上の構成員で組織される団体とします。

4 事業の実施期間

事業実施期間は、4 月 1 日から翌年 3 月末です。

また、同一の事業に継続して交付する場合については、3 年を限度としますが、区長が

適当と認める事業は5年を限度としています。

5 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、交付率は10分の10以内です。

※4年目は4分の3以内、5年目は2分の1以内となります。

- (1) 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
- (2) 事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、
備品購入費※、施設使用料、備品借上料等
- (3) 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
- (4) 事業を行う上で必要な委託費等
- (5) イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
- (6) 講演会等の講師に対する報償費
- (7) 研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）
- (8) その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

※ 備品（物品等で1件1万円以上の財産）にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります（備品台帳の作成が必要）。

6 まちづくり会議における申請事業への意見・助言

事業の事前相談があった場合、市として事務的な事前確認（不交付要件の該当等）の後、事業団体に対して、まちづくり会議での事業説明をお願いしています。

まちづくり会議では、次のような視点で、事業をより良いものとするための意見・助言を行います。

- ・地域の活性化に寄与する事業か
- ・地域課題の解決に取り組む事業か
- ・事業内容が地域の特性と合致しているか
- ・事業に協力することができるか
- ・その他、委員の選出団体や活動内容からのアドバイス

7 審査・交付決定

事業内容等について地区まちづくり会議の意見を聞き、区が審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

以 上

地域活性化事業計画書

○申請者

団体名 新磯わんわん見守りサポート

代表者の役職及び氏名 運営委員長 野崎 雅利

代表者の住所又は所在地 相模原市南区磯部 916-3

担当者連絡先 川崎 幸江 電話・FAX 046-244-3733 新磯まちづくりセンター内

○事業名（事業の名称を記載してください。）

新磯パトロール・わんわんパトロール継続・発展及び駅周辺防犯対策事業

○事業実施の背景や地域の現状と課題（地域で困っていることや活性化が必要なことなど、事業を実施することとなった背景事情を記述してください。）

日常の散歩を地域見守りにつなげる「新磯パトロール・わんわんパトロール」事業は大きな共感を呼び、協力員が 106 名（新磯パトロール 47 名、わんわんパトロール 59 名）へと成長しました。これに伴い、情報共有の為に LINE 公式アカウントを試験導入しましたが、現在の無料プラン（月間 200 通上限）では月 1 回の一斉配信も不可能な状態であるため、地域の犯罪に係る情報の共有ができず、防犯・見守りについて同様の意識を持ち活動することが困難な状況にあります。

また 100 名超の個人情報管理し双方向のやり取りを行うための情報共有体制が維持できない状態にあります。

加えて、JR 相模線相武台下駅の周辺は夜間の照明が乏しく、特に駅前及び駐輪場周辺が暗いため、夜間に若年層がバイク等で集まりやすく、駐輪場では自転車・オートバイの盗難が多発しています。

暗さに起因する防犯上の不安が地域住民から寄せられており、駅周辺の夜間の安全確保が新磯地区共通の課題となっています。

○事業の目的（事業の実施により達成しようとする目的を記述してください。）

交付金を活用して ICT 基盤を整備し、協力員 106 名との双方向の連絡体制を確立することで、相模原市全域のモデルとなる持続可能な「新磯モデル」を構築します。

あわせて、冬期間に JR 相模線・相武台下駅周辺及び駐輪場周辺へ防犯電飾を設置して夜間の明るさを確保し、犯罪の抑止と通行者の安全向上を図ることで、新磯地区全体の安全・安心を高めます。

○事業内容（当該事業の具体的な内容を記述してください。）

①通信・システム環境の整備：公式 LINE 運用、通信費、公式アカウント有料プランの支払い。

②活動支援ツールの作成：パトロール隊員の活動を支援し可視化するための独自ツール（パトロールマップや活動報告・啓発チラシ等）の作成および配布。

③駅周辺の夜間防犯対策：JR 相模線、相武台下駅周辺及び駐輪場周辺の夜間防犯のため、冬期間に防犯電飾を購入・設置し、夜間の照度を確保することで、自転車・オートバイの盗難等の犯罪抑止と通行者の安全を図る。

☐新規
 ☐既存
 ☒既存事業の拡大

過去の地域活性化事業交付金の交付状況：
 ☐有（交付年度 年）・
 ☒無

他の市の補助制度の交付状況：
 ☐有（交付年度 年）・
 ☒無

具体的内容：

また、新たな協力員が増えることでいずれは地域全員の目が見守りの目となれば強固な体制が作れるはずである。LINE 公式アカウントでの発信は、無料プランでは現状で月 1 回の発信しかできないが有料プランにすることで 1 か月に 30 回以上の発信が可能となる。地域全体での活動を目標にしていきたい。

7 市協課第 3 1 3 7 号

令和 8 年 1 月 2 0 日

まちづくり会議代表(会長) 殿

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

令和 8 年度 地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について（通知）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から市政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、令和 8 年度地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について「1 実施にあたっての留意点」及び別紙「令和 8 年度 地区まちづくりを考える懇談会 実施要領（案）」をご確認のうえ、ご検討いただき、各まちづくりセンターを通じてご回答いただきますようお願いいたします。

1 実施にあたっての留意点

（１）実施期間について

7 月から翌年 2 月の間で調整することとし、別添「まち懇日程調整用カレンダー」のとおり、議会期間及び市長公務により 1 月は実施不可となります。

また、実施曜日は「火曜日・木曜日」が原則となります。

（２）懇談会開始時間について

平日は午後 6 時開始、土日祝日は昼間の時間帯となります。

※市長公務等の都合により、開始時間を別途調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

（３）テーマについて

テーマの数につきましては、原則一つですが、時間内での運営となることが見込まれる場合は、二つまで可能とします。

なお、テーマ設定については、次の例を参考にしてくださいますようお願いいたします。

【適当な例】地域資源をいかしたテーマになっている。

テーマ：〇〇を活かした地域の魅力発信の方法について

テーマ：〇〇跡地の有効活用による地域の活性化について

【適当でない例】広範なテーマに関連性のない地域課題を複数詰め込んでいる。

（４）懇談内容について

単なる要望や事業説明は、まちづくり会議の場等へ担当する局部長や所属の出席を求めて行うことが可能であり、より迅速な地域課題の解決につながるため、懇談会での単なる要望や事業説明を求める内容は、適当ではないものと考えております。

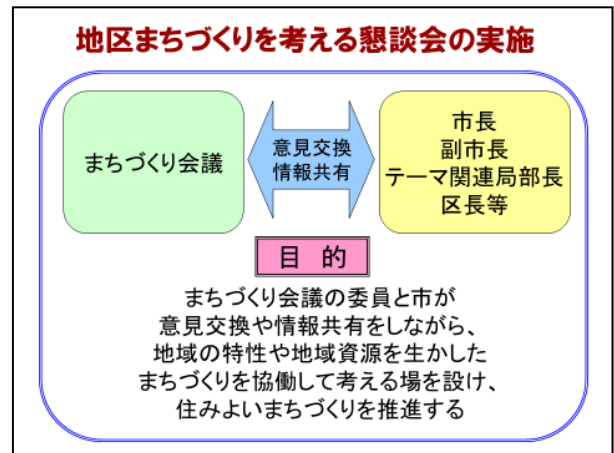
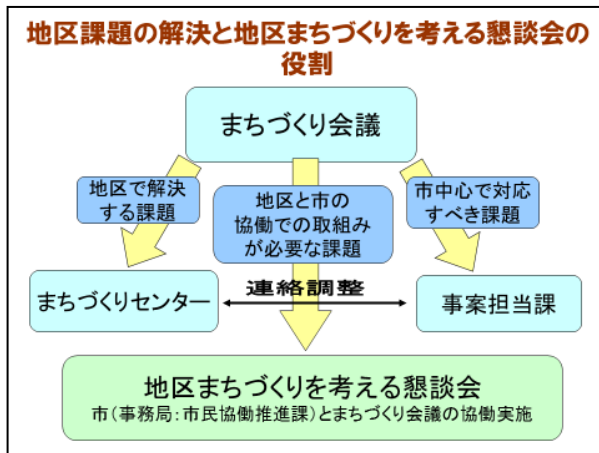
【適当な例】テーマに沿った内容になっている。

〇〇を活かした魅力発信を行う中で、地区と行政の協働で何ができるか

〇〇跡地の有効活用により、地域が目指す未来像について 等

【適当でない例】単なる要望や説明を求める内容になっている。

(参考) 地区まちづくりを考える懇談会の役割等



以 上

市民局 市民協働推進課 市民・地域活動支援班

担当：田頭・玉木

電話 042-769-8226 (直通)

令和8年度 地区まちづくりを考える懇談会 実施要領

1 目的

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進する。

2 本年度の開催方針等

各地区まちづくり会議が市長と地区のまちづくりについて考える「対話」の場を希望した場合に実施する。

また、名称を『地区まちづくりを考える懇談会「地域の未来を語ろう with 市長」』として実施する。

3 実施単位

実施希望地区のみ年1回1会場までとする。

4 実施方法

各地区まちづくり会議と市の協働により実施する。

5 開催日等

実施日及び会場は、まちづくり会議と市との調整により決定する。

開始時間は、平日は午後6時からとし、まちづくり会議側からの希望がある場合は、休日の昼間の実施も可能とする。

6 進行等

懇談会の進行等はまちづくり会議の代表者等が行い、実施時間は概ね1時間30分とする。

7 出席者

(1) 地区の出席者は、まちづくり会議の委員とする。なお、まちづくり会議が特に必要とする場合には、委員以外の出席を認めることができるものとする。

(2) 市側の出席者は、市長、テーマ担当副市長、区長、テーマに関連する局長(市長公室長含む。)及び事務局長とする。ただし、区長は副区長が、局長は部長級が代わることができ、部長級が設置されていない局については、局長が指定する所属長が代わることができ、事務局長は次長又は指定する職員が代わることができるものとする。また、まちづくり会議事務局の職員、テーマに関連する部署の課長及び職員も出席できるものとする。
※市長の公務日程等で対応できない場合がある。

8 懇談の内容

地区のまちづくりに関して、地区でテーマを設定する（二つ以内）。

【テーマの考え方】

- ア 現在、地区で重点的に取り組んでいるもの。
- イ 今後、地区で取り組んでいく必要があるもの。

9 傍聴

当日受付とし、地区以外の住民も傍聴可能する。ただし、会場の都合により、座席数には限りがあるため、希望者が多い場合には抽選により、傍聴者を決定する場合がある。

10 周知方法

市ホームページ及び地域情報紙にて周知を行う。